

議会議案第10号

電磁波の健康被害についての対策を国に求めることに関する
意見書の提出について

電磁波の健康被害についての対策を国に求めることに関し、次のとおり意見
書を提出する。

平成22年3月25日提出

提出者	鎌倉市議会議員	石川	寿美
賛成者	同	上	千一
	同	上	長嶋 竜弘
	同	上	中澤 克之
	同	上	飯野 眞毅
	同	上	高野 洋一

電磁波の健康被害についての対策を国に求めることに関する意見書

携帯電話の急速な普及に伴い、携帯電話基地局が乱立をし、住民への健康被害を懸念する声が高まっています。

また、携帯電話に限らず、送電線や家電製品などからも低周波の電磁波が発せられており、健康への影響があると不安が広がっています。WHOは2007年に、超低周波電磁波を3～4ミリガウスでも長期間被曝することで、小児白血病の発症率が高くなることを認めました。EU諸国では、独自に基準値を引き下げるなど厳しい措置をとっています。

ところが日本では、1,000ミリガウスと高い値です。規制が緩い中、2010年にどこでもだれでも簡単に情報通信ネットワークにアクセスできるユビキタスネットワーク社会を確立しようとしています。

こういった中、政府は、電磁波の危険性や健康被害との因果関係を十分に調査しておらず、縦横無尽に発する電磁波の影響について懸念を抱く市民はふえるばかりです。政府におかれては、市民が安心して暮らせるまちづくりのために、電磁波の健康被害について全国的な疫学調査を実施し、諸外国並みに基準値を設定することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日

鎌 倉 市 議 会